

「新潟県耐震改修促進計画(第四期)案」の概要

1 策定根拠

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)第5条第1項の規定に基づく法定計画(都道府県に策定義務あり)

2 策定の目的

地震から県民の生命や財産を守るため、県内の耐震性の不足する既存建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図る

3 改定経緯

令和7年7月に改正された「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成18年国土交通省告示第184号)に基づき、有識者から構成される新潟県耐震改修促進計画改定検討委員会による議論を踏まえ計画を見直すもの

4 計画期間

計画策定完了時から令和12年度末まで

5 計画の内容(耐震化率の主な目標案)

(1) 住宅

耐震化率の目標は現行計画と同様に、国が示した全国目標の到達を見据えた「目指すべき目標」と県内における耐震化率の実績から推計した「達成すべき目標」の2つを設定

住宅	新潟県		全国 (R17年度までに達成)
	次期計画 (R12年度末までに達成)	現行計画 (R7年度末までに達成)	
目指すべき目標	94%	93% [実績 88%(R7年度末)]	耐震性が不十分な 住宅をおおむね解消
達成すべき目標	90%	87% [実績 88%(R7年度末)]	

(2) 特定建築物

第三期計画の目標値が未達成のため、同じ目標値95%を設定

特定建築物	新潟県		全国
	次期計画 (R12年度末までに達成)	現行計画 (R7年度末までに達成)	
目標	95%	95% [実績 90%(R7年度末)]	(設定なし)

6 計画策定スケジュール

令和8年11月下旬 第四期計画を公表